

令和3年5月28日

迅速なワクチン接種に向けたワクチン休暇等の取り扱いについて

(協力をお願い)

本日、政府において「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき期間の再延長が決定されました。

本市においては、感染力の高い変異株が流行する中、新規感染者が依然として多数発生しており、コロナ受入病床がひっ迫するなど医療提供体制は引き続き危機的な状況にあります。

新型コロナウイルスの感染抑制を図り、経済活動を正常化させるためには、ワクチン接種を加速することが不可欠です。本市としても、各区の集団接種会場、個別接種会場に加えて、5月25日に神戸ハーバーランド、5月31日からはノエビアスタジアム神戸に大規模ワクチン接種会場を設けるとともに、医師、歯科医師、看護師、薬剤師に参画いただき、オール神戸でワクチン接種を強力に進めています。

つきましては、貴団体の加入企業・事業者等におかれましても、従業員への計画的なワクチン接種の勧奨に加えて、特別休暇の創設や接種日を出勤扱いとするなど、各企業の実情に即した対応により、従業員がワクチンを接種しやすい環境となるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

本市においても引き続き医療・検査・相談体制の確保を始め、全庁を挙げて、感染拡大防止・医療提供体制の確保に全力で取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

神戸市長 久元 喜造